

DT+シリーズ使用許諾約款

DT+シリーズ(DT+、DBOX+および今後ハートランド・データ株式会社(以下、『弊社』という)から販売される”DT+”および”DBOX+”の名称を冠したテストツールのすべてを含む)のソフトウェアおよび関連するマニュアル等の資料を使用するにあたり、本約款の内容に同意いただけただ方のみ使用を許諾します。なお、本ソフトウェア等をインストールまたはご使用されることによって、お客様は本約款の各条項に同意したものとみなします。つきましては、本約款にご同意いただけない場合には、本ソフトウェア等をインストールまたは使用しないでください。

(定義)

第1条 本約款で使用する用語は以下の通り定義します。

- ① 本ソフトウェアとは、DT+シリーズを使用するためのアプリケーションソフトウェアおよびそれらに関連する実行プログラム、ライブラリのことをいいます。
- ② セーフティマニュアルとは、DT+FSセーフティパッケージに含まれるマニュアルおよびISO26262の認証証書(複写)をいい、前号の本ソフトウェアとあわせて本ソフトウェア等といいます。
- ③ お客様とは、法人個人を問わず、本ソフトウェアを使用するために必要なライセンスを有する方、セーフティマニュアルを適法に所有する方および取得者のために本ソフトウェア等を使用する従業員も含まれます。
- ④ 同一事業所とは、場所的な一体性はもちろん、支店、事業部、本部、カンパニー等の名称のいかんを問わず、事業内容ごとに一定の裁量権および決裁権を有する組織体として同一視できる場合を指し、同じ施設に所在するだけではただちに同一事業所となりません。ただし、法人のお客様が自社規定に則り、テレワークを行う場合、便宜上、その場所は同一事業所とみなします。
- ⑤ アップデートとは、本ソフトウェアのアップグレードバージョンをダウンロードすることによって更新することといい、アップデート後のソフトウェアも本ソフトウェアと同一のものとみなします。
- ⑥ ライセンスとは、本ソフトウェアを有効に利用するために必要な権原のことをいい、有償ライセンスはすべての本ソフトウェアを、無償ライセンスは無償版ソフトウェアのみ利用することができます。

- ⑦ ノードロックライセンスとは、ライセンス登録時に指定いただいた1台のパソコンで使用することのできるライセンスのことをいいます。
- ⑧ USB Dongleライセンスとは、弊社より提供されるライセンスが付与されたUSB Dongleを任意のパソコンに直接接続することによって使用することができるライセンスのことをいいます。
- ⑨ フローティングライセンスとは、サーバを利用したシステムで、ネットワークに接続する任意のパソコンにおいて所定のライセンスの上限台数まで本ソフトウェアを使用することのできるライセンスのことをいいます。

(知的財産権)

第2条 本ソフトウェア等の著作権、特許権、実用新案権およびその他の知的財産権は、弊社または弊社に対する当該知的財産権の許諾者に帰属し、日本国著作権法および国際著作権条約ならびにその他の法令および条約により保護されています。

(使用許諾)

第3条 弊社は、本ソフトウェアをお客様が同一事業所内のお客様のパソコンで使用することのできる非排他的かつ譲渡禁止の使用権をお客様に許諾します。

- 2 弊社は、セーフティマニュアルをお客様が同一事業所内で本約款に定める範囲で使用することのできる非排他的かつ譲渡禁止の使用権をお客様に許諾します。
- 3 本条1項および前項の許諾は、何ら知的財産権の譲渡を意味するものではありません。
- 4 弊社は、サービスおよび品質向上等のために、お客様に事前の通知なく、本ソフトウェア等の仕様および本約款の内容を変更する場合があります。

(料金および支払い方法)

第4条 本ソフトウェア等の料金は別途定めるものとし、お客様は納品請求月の翌月末までに弊社指定の銀行口座に振り込むものとします。なお、振込手数料は、お客様の負担とします。

- 2 前項に基づき弊社に支払われた料金は、理由を問わず、返還または精算されないものとします。

- 3 無償版の本ソフトウェアを利用するお客様には、本条第1項および第2項は適用されないものとします。

(お客様情報)

第5条 お客様は、本ソフトウェアの使用にあたり、ライセンス情報等の以下の情報(以下、「お客様情報」といいます)がインターネット等を介して、弊社に送信される場合があることを十分に理解し、承諾します。なお、お客様情報の提供を拒否した場合、一部機能が利用できなくなる場合があることを了承します。

- ① 製品名、製品バージョン
 - ② ライセンス番号またはシリアル番号
 - ③ プロジェクトファイルの規模に関する統計情報
(識別番号・接続設定)
 - ④ ソースファイルの規模に関する統計情報
(ファイル数・ステップ数)
 - ⑤ アプリケーションの動作記録
(起動日時やボタン、メニューの選択記録等)
- 2 弊社は、前項のお客様情報を、以下のために使用します。
 - ① お客様が本ソフトウェアを使用可能な状態とするため
 - ② 本ソフトウェアおよび弊社製品、弊社サービスの向上のため
 - 3 弊社はお客様情報を、セキュリティを確保したデータ保管専用サーバにて管理します。なお、お客様は、所定のフォーマットを通じていつでもお客様情報の削除を弊社に求めることができます。

(機密保持)

第6条 お客様および弊社双方は、本ソフトウェア等の使用にあたり知り得た相手方の業務上の秘密を、本約款の効力終了後も5年間は第三者に開示、漏洩しないものとします。

- 2 お客様による本ソフトウェア等に対する次の各号に定める事項は禁止します。
 - ① 本ソフトウェア等を複製または改変する行為
 - ② 本ソフトウェアをリバースエンジニア、逆コンパイルまたは逆アセンブルする行為
 - ③ 本ソフトウェア等を譲渡し、販売し、貸与し、またはサブライセンスする行為
 - ④ 通信回線を利用して本ソフトウェア等を頒布する行為、またはサーバにアップロードする行為

(ノードロックライセンス)

第7条 ノードロックライセンスは、ライセンス登録時に指定いただいた1台のパソコンで使用することができます。

- 2 ノードロックライセンスの使用設定については、弊社から別途提供するマニュアルまたは所定のURLに記載される手順に従って、お客様自身で設定していただきます。

(USBドングルライセンス)

第8条 USBドングルライセンスは、弊社より提供されるライセンスが付与されたUSBドングルを任意のパソコンに直接接続することによって使用することができます。

- 2 USBドングルライセンスの使用設定については、弊社から別途提供するマニュアルまたは所定のURLに記載される手順に従って、お客様自身で設定していただきます。

(フローティングライセンス)

第9条 フローティングライセンスは、お客様のサーバにおいて所定のライセンス数を管理し、上限数にいたるまで同一事業所のお客様のパソコンにおいて自由に使用することができます。

- 2 フローティングライセンスの使用設定については、弊社から別途提供するマニュアルまたは所定のURLに記載される手順に従って、お客様自身で設定していただきます。

(ライセンス等の自動更新)

第10条 第7条～第9条のライセンス(以下、『本ライセンス』という)は、有効期間を1年間とします。ただし、契約満了1カ月までにお客様から弊社に契約更新しない旨の通知がない限り、本ライセンスは1年間、あらかじめ通知した所定の条件にて自動更新するものとし、以後同様とします。

- 2 弊社は、事前登録いただいたお客様の連絡先に契約満了3カ月前までに契約満了と更新の有無を確認する書面(電子メールを含むものとし、以下同様とします)を送付することとします。
- 3 本条により本ライセンスが自動更新された場合、第4条に準じて別途定める料金の請求と支払いを行うものとし、
- 4 本条第1項ないし第3項に関わらず、有償レンタル版のライセンスを利用するお客様は、あらかじめ定められた期間のみライセンスは有効であるものとし、
- 5 無償版のライセンスを利用するお客様には、本条第1項ないし

第3項の規定は適用されないものとします。

(ライセンス変更)

第11条 本ライセンス有効期間内にライセンス形態あるいはライセンス種別の変更を希望する場合、別途ライセンス変更依頼書を提出し、同依頼書の記載事項を遵守しなければならないこととします。

(保守サポート)

第12条 お客様は、ライセンスの有効期間中は、以下の保守サポートを利用することができます。

- ① 有償版の本ソフトウェアのアップデート(バージョンアップ製品が用意されているダウンロードサイトおよび各種情報提供サイトへのアクセス権を付与します。ライセンスの有効期間中は、ダウンロードサイトへのアクセス回数は無制限に許可されます。ただし、アクセス権の第三者への譲渡・開示は認められません)ができます。
 - ② 本ソフトウェアの不具合修正を行います。
 - ③ **DT+**シリーズのハードウェア(**DBOX+Trace**本体に限る)が、顧客の故意または過失なく正常な使用状態で故障した場合は、保証書記載の保証期間内に限り無償で修理(同等の代替部品等に交換することを含む)を行います。
 - ④ 製品の操作方法、基本的な設定方法についての**Q&A**サービスを以下の通り提供します。
 - (1) 電子メール(user@h1dc.co.jp)、24時間受付
 - (2) 電話(0284-22-8791)、9:00~17:30まで
(ただし、土日祝祭日および弊社指定の休業日を除きます)
- 2 前項第3号の定めに係らず、以下の一に該当する場合は保守サポートの対象外とします。
- ① 保証書を提示されないとき
 - ② 不適切な取扱いまたは使用による故障、または損傷
 - ③ 設計/仕様条件を超えた取扱い、使用、または保管による故障、または損傷
 - ④ 弊社もしくは弊社が委嘱した者以外の改造、または修理に起因する故障、または損傷
 - ⑤ 火災/水害/地震その他天災を始め故障の原因が本装置以外の事由による故障または損傷
 - ⑥ 製品ごとのシリアル番号や商品名が記載されているプレートやラベルをはがされるなど、製品の識別ができないとき
 - ⑦ その他、弊社の責任とみなされない故障、または損傷
- 3 弊社は、本条第1項の定めに係らず、別途お客様の要望・仕

様に則りソフトウェアのカスタマイズを有償にて引き受けることができます。

(保証)

第13条 有償の本ソフトウェアの使用に起因するお客様の損害に対しては、直接であるか間接であるかを問わず、前条の保守サポートの範囲に限り補償します。

- 2 お客様は自己の責任において、重要なデータ等のバックアップを行うこととします。
- 3 セーフティマニュアルが汚損滅失等により使用不能になった場合、弊社の責任と認められる場合に限り、当該セーフティマニュアルと同等品を交換します。

(有効期間)

第14条 本ソフトウェアの利用は、本ライセンスの有効期間に限定されます。

- 2 前項の有効期間中のお客様であっても、本ライセンス情報および本ソフトウェアをお客様のサーバおよびパソコンから、すべてアンインストールすることによって、本約款の適用は終了します。
- 3 セーフティマニュアルの利用は、無期限とします。ただし、汚損滅失等によりすべてが使用不能になった場合、本約款の適用は終了します。
- 4 本約款の適用は原則として本ソフトウェアを日本国内で使用する場合に限定されます。ただし、本ソフトウェアを日本国外で使用する場合、合理的な範囲で適用することとします。

(存続条項)

第15条 本約款の適用が終了した場合であっても、第2条、第6条、第13条、本条ないし第21条の規定の効力は有効に存続することとします。

- 2 本約款の適用が終了した場合であっても、本ライセンスおよびセーフティマニュアルの譲渡は禁じます。

(輸出規制)

第16条 本ソフトウェア等は外国為替および外国貿易法その他の輸出関連法令（米国輸出管理法その他の外国の輸出入関連法令が適用される場合は、それらの法令を含む）で本ソフトウェ

ア等の提供を禁止または制限が適用されている国、地域およびエンドユーザーによるダウンロードまたは使用を原則として禁止します。

- 2 前項にかかわらず、本ソフトウェア等を使用する場合、お客様は所定の手続きを経なければなりません。

(準拠法)

第17条 本約款の有効性、解釈および履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

- 2 本約款は、日本語版が正本であり、英語版は参考として作成されるものです。これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合、日本語版が優先するものとします。

(改定)

第18条 弊社は、本約款を変更する必要がある場合（法令の改定、提供する製品名称・機能・サービスの変更、セキュリティ向上、お客様の利便性に資するための変更などではありますが、それらに限定されません）には、民法など法令の規定に基づき、本利用規約を変更できるものとします。

- 2 弊社は、本約款を変更する場合には、その効力発生日を定めるとともに、当該効力発生日までに、弊社のホームページに掲載する方法その他の方法により以下の事項をお客様に対し、周知いたします。
 - ① 本利用規約変更及び変更理由について
 - ② 変更箇所及び変更後の内容について
 - ③ 効力発生日について

(一般条項)

第19条 本約款の一部が無効であり、強制力を有しないものとされた場合でも、その他の有効な部分は影響を受けずに、その規定に従って効力および強制力を有するものとします。

- 2 本約款に定めのない事項および本約款の内容について疑義が生じた場合は、可能な限り本約款の定める規定の主旨に基づき、合理的に解釈するものとし、なお疑義が残る場合は、双方が誠意をもって協議して決定するものとします。

(合意管轄)

第20条 本約款に係る紛争は、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(暴排条項)

第21条 弊社およびお客様は、自己または自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会勢力」という)
 - ② 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ④ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑥ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 弊社およびお客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3 弊社またはお客様は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本ソフトウェア等の使用を禁止し、本約款の適用を解除することができる。
- ① 本条第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき
 - ② 本条第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
 - ③ 前項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
- 4 前項の規定により本約款の適用が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。また、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

以上

2023年5月8日

栃木県足利市福居町361
ハートランド・データ株式会社
代表取締役 落合 亮